

**奄美市**  
**時短協力店舗緊急支援金**

**申 請 要 領**

**令和3年6月**

**【連絡先】**

奄美市商工政策課

TEL:0997-52-1111(内線 5305・5306)

## 1 概要

この事業は、感染拡大の防止を目的として、鹿児島県による飲食店に対する営業時間の短縮要請に協力した飲食店等に対して支援金を交付し、事業活動の継続を支援するものです。

## 2 事業の具体的な内容

### (1) 交付対象者

交付対象となる飲食店等は、下記のいずれの要件も満たす法人または個人とします。

A) 鹿児島県による営業時間短縮要請協力金(要請期間:令和3年5月10日～令和3年5月23日)の支給要件を満たしているもの。

B) 奄美市内で上記要請の対象となる店舗を有し、事業を営んでいるもの。

※複数店舗を営んでいる事業者については、店舗ごとでの申請が可能です。

※暴力団又は暴力団員が経営し、若しくは経営に関与している法人又は個人は対象外となります。

※宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は個人は対象外となります。

### (2) 支援金額

1店舗あたりの支援金の額は、下記の表に記載するとおりとします。

|                      | 令和3年5月分の店舗家賃額 | 支援金の額    |
|----------------------|---------------|----------|
| 自己所有の店舗で飲食店等を営業している者 | —             | 一律 10 万円 |
| 店舗を賃借して飲食店等を営業している者  | 10 万円以下の場合    | 一律 10 万円 |
|                      | 10 万円を超える場合   | 一律 20 万円 |

※家賃とは、賃貸借契約書等に定められた賃借料のことを指します。

※管理費、共益費及び駐車場使用料は除きます。

※対象となる店舗の敷地として利用している土地代は対象となります。

## 3 提出書類

|   | 書類内容   |
|---|--|
| ① | 【共通】<br>交付申請書(別記第1号様式)   |
| ② | 【共通】<br>誓約書(別記第2号様式)   |
| ③ | 【共通】<br>鹿児島県による飲食店に対する営業時間の短縮要請に協力したことが分かる書類<br>1. 告知するポスター・チラシの写し又は写真<br>2. 店舗外観の写真(店舗名が確認できるもの)      |
| ④ | 【共通】<br>営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し(食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく、飲食店又は喫茶店営業許可証の写し)                          |
| ⑤ | 【共通】<br>振込口座の通帳の写し(口座番号・口座名義の確認ができるもの)   |
| ⑥ | 【共通】<br>(個人)本人確認書類の写し(運転免許証, 健康保険証, マイナンバーカード等)<br>(法人)代表者の本人確認書類の写し<br>※運転免許証, 健康保険証は表と裏の両面を提出してください。 |
| ⑦ | 【共通】<br>請求書(別記第4号様式)<br>※日付は記入しないでください。  |
| ※ | 【自己所有の店舗の場合】<br>固定資産税に関する証明書 又は 不動産登記簿謄本   |
| ※ | 【店舗を賃借している場合①】<br>賃貸借契約書の写し(全てのページ)  |
| ※ | 【店舗を賃借している場合②】<br>令和3年5月分の家賃の支払いが確認できるものの写し<br>※ただし、 <u>令和3年5月分の家賃の支払いが猶予又は減額・免除されている場合はそれを証明する書類</u>  |

## 4 申請について

### (1) 申請期間

令和3年6月8日(火) ～ **令和3年7月31日(土)**(当日消印有効)

### (2) 申請方法

申請方法は原則**郵送**とします。

極力、簡易書留やレターパックなど郵送物が追跡できる方法で郵送してください。

「宛先」 〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25-8 奄美市商工政策課 宛て  
※ 封筒に「時短協力店舗緊急支援金申請書 在中」と記入してください。

### (3) 申請書類の入手方法

A) 奄美市ホームページからダウンロード

B) 以下の奄美市役所担当部署での受け取り

名瀬総合支所商工政策課, 住用総合支所産業建設課, 笠利総合支所産業振興課

## 5 その他

- (1) 申請受付後、その内容を審査し、支援金交付の可否を決定し、その旨を奄美市時短協力店舗緊急支援金交付(不交付)決定通知書でお知らせします。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けた者に対し、その決定通知を取り消し、又は既に受領した支援金の返還を命じることがあります。